

令和4年第2回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和4年6月14日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第33号議案 幸田町副町長の選任について
- 日程第9 第34号議案 幸田町コミュニティホーム等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第35号議案 幸田町税条例等の一部改正について
- 第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
- 第37号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第38号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第39号議案 工事の請負契約について（非常用発電機更新工事）
- 第40号議案 工事の請負契約について（（仮称）幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事）
- 第41号議案 工事の請負契約について（南部地域包括支援センター建設工事）
- 第42号議案 財産の取得について（資機材搬送車）
- 第43号議案 財産の取得について（教員用パソコン）
- 第44号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 1番 田 境 毅 君 | 2番 石 原 昇 君 | 3番 都 築 幸 夫 君 |
| 4番 鈴 木 久 夫 君 | 5番 伊 澤 伸 一 君 | 6番 黒 木 一 君 |
| 7番 廣 野 房 男 君 | 8番 丸 山 千 代 子 君 | 9番 稲 吉 照 夫 君 |
| 10番 杉 浦 あ き ら 君 | 11番 都 築 一 三 君 | 12番 水 野 千 代 子 君 |
| 13番 笹 野 康 男 君 | 14番 岩 本 知 帆 君 | 15番 藤 江 徹 君 |
| 16番 足 立 初 雄 君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 町 長 成 瀬 敦 君 | 副 町 長 大 竹 広 行 君 |
| 教 育 長 池 田 和 博 君 | 企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君 |
| 参 事（開 発 担 当） 上 原 智 史 君 | 総 務 部 長 志 賀 光 浩 君 |
| 参 事（税 務 担 当） 山 本 智 弘 君 | 住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 林 保 克 君 | 参 事（感 染 症 対 策 担 当） 金 澤 一 徳 君 |

環境経済部長 鳥居栄一君 事業調整監兼建設部長 羽根淵闘志君
上下水道部長 石川正樹君 消防長 小山哲夫君
教育部長 吉本智明君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
事務局長 大須賀龍二君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、15番 藤江 徹君、1番 田境 毅君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、第34号議案から第44号議案までの11件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第34号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

- 8番（丸山千代子君） 今回、幸田区のコミュニティホームを設置するというものでありますけれども、コミュニティホームとする位置づけの理由についてお聞きしたいというふうに思います。

幸田区におきましては、商店街とそのほか住人の方とが混在する地域であります。そして、ここの幸田区につきましては、老人憩の家がございます。そして、また老人憩の家と同時に、旧町立文庫の跡地利用ということでまちづくり会館、これも一時期利用をされていたという経過があるわけでございますが、その後、老人憩の家だけになってまいりました。戸数的には十分足りていたのか、それとも、ほかに老人憩の家が老朽化しているわけですので、ほかに新たにコミュニティホームあるいはコミュニティセンターですね、一つのそうした集会施設の要望というのは出ていなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

- 議長（足立初雄君） 総務部長。

- 総務部長（志賀光浩君） 3月の定例会に向けた議案説明会での当初予算説明でも申しましたが、ただいま議員が仰せのとおり、幸田区には集会施設として主要公共施設たる幸田老人憩の家があり、それとは別にまちづくり会館がございました。

施設に関する要望はどうだったのかということでございますけれども、実際に老人憩の家のほうは1つのワンフロアだけの部分でございます。2階建ての施設で、1階が老人憩の家、2階が幸田児童館という駐車場もない施設でございます。老人憩の家のほうについてはワンフロアで、老人クラブの方が交流で使ったりだとかいう形で御利用があったように聞いております。実際に区という組織を運営するに当たって、区の役員会ですとか首長会、それから区で保有する備品等を保管する倉庫として、まちづくり会館を御利用になっていたということで、それは老人憩の家では使い勝手が悪い、十分ではないという部分を、たまたま幸田区地内にあったまちづくり会館を区としては利用させていただいてということで、区の運営を継続していたという現状がございます。それが御承知のとおり、まちづくり会館が耐震上の問題により解体されたため、これに代わる集会施設として、町所有の旧甲田薬局の建物を活用し、区行政の継続的かつ円滑な運営とコミュニティの維持を図るべく、町にてコミュニティホームとして整備の上、幸田区民の利用に供するというのが今回の事業でございます。

- 議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

- 8番（丸山千代子君） もともと旧甲田薬局につきましては、道路拡幅に伴う先行取得の物件であります。それをしばらくはまだ、この道路拡幅が計画的にはまだしっかりと年数も掲げられていない中での仮として使うという、そういうようなもので説明を受けました。その仮とするというものであるならば、私は、きちんと幸田区のコミュニティホーム、いわゆる集会施設を新たに位置づけをして住民要望に応えるのが本来ではなかろうかと思うわけでありまして。ここを、旧甲田薬局の建物をコミュニティホームとして位置づけをするならば、これは仮とするものなのかどうか。また、期間についてどの

ような取決めをされているのか。例えば、町の建物でありますので、それと同時に幸田区さんが集会施設として使うというものでありますので、居座る、そういうことはないと思うんですけども、例えばこれが何十年もなってしまうと、またいろいろな問題も出てくるというふうに思います。そうしたときにおきまして、きちんと幸田区の建物、コミュニティ集会施設として位置づけをして、そして新たな建設を進めていく、そのほうが必要な施設であるならばですよ、そのほうがよりいいのではないかというふうに思うんですけども、そうした考えにはなぜ立てなかったのかと思うわけではありますが、いかがでしょうか。

○総務部長（志賀光浩君） 議員御承知のとおり、旧甲田薬局の土地は、もともと都市計画道路芦谷高力線の拡幅用地及び代替地として町が建物込みで取得したものであり、今回整備するコミュニティホームは、その拡幅工事が着工されるまで、それがいつになるかは現時点では分かりませんが、それまでの期間限定の利用になるということで、それを承知の上で、今回、幸田区の利用に供するという事で地元との話は当然整理はされているところでございます。

議員が訴えられる、必要な施設だったら、あるものを暫定的に使うのではなくて、計画的に新しい施設を設置するべきではないかという御意見を頂きました。幸田区としては当然必要だからお願いをされてきたわけでございます。それを計画的な位置づけということについては、今回この形でやらせていただくこと自体についても、議会の中においても全員が全員それをよしとされているわけでもないし、町の宅地等のバランスということもあって、それは今回の事業、お返しいただく前段階での地元との調整、議会との調整が必要になってくるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 行政区におきましては、集会施設は、メインとするものと、あとはほかに各地域にそれぞれ持っているところもあるわけですね。横落の場合ですと、1つだけということで大きなセンターがあるわけです。

そこで、お聞きしたいわけですが、コミュニティホームとコミュニティセンターの位置づけ、前は一種、二種ということでやっていたわけですが、その辺のところを幸田区にとって、最初に申しましたように、商店街とそれからそのほかの一般的な住民の方たちの混在する地域、いわゆる特殊なところの地域であります。そういういろいろな要求等も違ってまいりますし、そのことを考えますと、やはり放浪するような施設ではなくて、きちんと位置づけをした施設を計画的に作っていくべきではなからうかと。それが公平性につながるんじゃないかなというふうに思うわけですよ。まちづくり会館を追い出され、そして、今度は旧甲田薬局の建物をまた今度は道路拡幅に伴って追い出され、こういうふうなきちんとした位置づけをする集会施設を建設すべきではなからうかなと思うわけでありまして。そのことについてもコミュニティホームとして位置づけする理由をきちんとおっしゃっていただいて、そして計画的にやっていくのかと、このことを合わせてお尋ねしたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほどの答弁とも重なる部分があるかと思えますけれども、幸

田区として必要があるからこそ、その利用と整備を町に要望されたものでありまして、必要な施設であるならば、計画的に設置を考えるべきではないかという御提言に異を唱えるものではございません。ただ、今回のこの事業については、今ここにある空いている町所有の建物があるという大前提の下、地元幸田区とその要望を受けた町が互いに現実的な選択をしたということでございます。この先のことについては、現時点で県道の拡幅が現実的なものに事業が始まったときに返していただいたときにどうするかということについては、特に地元とは申合せをしておりません。また、町として、その段階でそれに替わる別の計画をとということについても、現時点では考えていないというのが現状です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田区におきましては、面積も狭いわけでありまして、そして、また、そうした用地を生み出すのも大変困難な地域であるわけですので、そのことを考えると、やはり、これはまちづくり会館が駄目になった、今度は旧甲田薬局の建物が駄目になった、じゃあ、それから考えるよと。それでは遅くないでしょうかね。やっぱり、きちんと、このように仮のコミュニティセンターとするならば、有効活用であるということには分かるわけですよ。しかしながら、やはり、きちんとこれは計画に位置づけをして住民の方に示していく、そういう要望に応じていくのが本来ではないかなというふうに思うわけでありまして、その辺のことを主張して終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御提言ありがとうございます。コミュニティホームの所管課総務部といたしまして、今、議員に仰せいただくような計画的な整備をとということについては、所管としては大変ありがたい御提言をいただいているかと思っております。この先、現時点で計画的に進めますとか、具体的なお返事はできないわけでございますけれども、そういうような計画を立てること自体、地元とのお話、また議会の全体として御理解が大前提となりますので、そこら辺に留意しつつ、必要な手があれば打っていくということでいきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） おはようございます。

私からは、事前に通告しました点につきましてお尋ねをいたします。

丸山議員の質疑とも若干絡んでくるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

このような規模ですね、規模的に2階は構造上は使えないという説明を受けているわけで、1階だけが使われるということになると、これは面積が120平米弱というふうに、以前頂いた資料ではなっております。この規模ですとか、駐車場がないという立地条件から見て、幸田区民以外の利用の可能性はまるっきり考えられないわけでありまして。公設で町が管理委託料を支払っている同じような施設がほかにあるのかどうなのか。それから、今後また同じような施設の設置を地元から要望された場合、これについては対応をしていくのかどうか。これについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 各区に核となる公共施設、いわゆる主要公共施設が1館あって、それ以外に公設の公共施設があり管理委託料を支払っている施設につきましては、5区で5施設ございます。

それから、今後同じような施設の設置を地元から要望されたら対応するのとかと。先ほど丸山議員の幸田区から要望があるんだったら計画的にという御提言もいただいているところでございますけれども、先ほどと同様ですけれども、この場で私の口からそういう御要望への対応については肯定も否定もできませんが、少なからず今回のケースは、何度も申し上げておりますように、もともとたまたま町が所有し特に使用する予定もなかった旧甲田薬局の建物がそこにあったという大前提での、ある意味極めてレアなケースであるということはあるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） レアなケースだとおっしゃられました。私もレアなケースだと思います。

このコミュニティホムの設置管理に関する関係では要綱ができていっているわけでありまして、この要綱が平成19年の4月から施行をされているわけでありまして。ほかのところでは、このような関係の施設が5施設あるよと言われたわけでありましてけれども、これらは19年以降に作られたのか、それ以前に作られたのか、そこは承知をしておられたらお答えをいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） すみません。これらの施設がいつ造られたのかということでございますが、ちょっとお待ちください。5施設と申しますのは、1つが岩堀老人憩の家でございます。これは、主要公共施設として岩堀公民館があって、別途、岩堀老人憩の家があるということでございますが、それが建設されたのは昭和46年。それから芦谷公民館、これは主たるものが芦谷コミュニティセンターで、芦谷公民館がございます。芦谷公民館の設置は昭和50年。それから、次が里にあります里老人憩の家、これについては主たる施設が里中央コミュニティホームがあって、別途、正式名称は里東老人憩の家でございます。これが昭和51年。それから、市場区におきまして、メインの施設で市場公民館があって、もう一つが深溝老人憩の家という名称でございますが、これが昭和47年。それから、あと須美でございます。主要施設として須美公民館があって、もう一つの公設の施設として須美老人ふれあいの家、これが平成3年の建築。この5館でございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 平成19年、新しい今の要綱以前に造られたものばかりであります。僕がやっぱり心配していくのは、この公平性が保たれているかどうかという点では、今の基準に適合させていく、あるいは基準がもう現実的でないなら、それを見直して、これは普遍的というのか、幸田町のどこの地域から要望が出てもしそれに応えていく、そういうふうにしていくのが一番望ましいのではないかなという観点で質問をさせていただいているわけでありまして。

先ほどですと、ここは倉庫としても使われるということなのではないでしょうか。まちづくり会館が幸田区の倉庫として使われていたと、その代替えがなくなったからというような説明があったかと思うんですけど、そういうふうな利用もされるのかどうなのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 区で所有する備品の保管等、倉庫としての利用があるのかということでございます。これについては、甲田薬局の建物に附属した倉庫がございますので、そちらで倉庫としての利用を想定しております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。

それから、この関係で、今年度、整備をされていると思うわけでありましてけれども、エアコンの設置もされていくという説明を受けているわけでありまして。エアコン設置は、もともとどういう集会施設であっても、幸田町の基準では地元が行うのが原則であるというふうに思うわけでありまして、今回、エアコンを町が設置をされる、そのことの原因をお答えをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） エアコンの設置について、原則は仰せのとおりでございます。ただ、時代の趨勢により、過去において、期間を限り、エアコン設置に係る本体部分を町の負担対象経費として認めた時期がございます。それに鑑み、今回、建物自体は中古ではございますけれども、コミュニティホームとして新たに整備し、地域住民の利用に供するというところでございますので、その初動に当たって町が設置主体として整備しスタートをさせるという考え方で行っているところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） もうまるっきり地元の負担がなしでできていくということは、施設を町が公の施設に位置づけること自体がレアであるということであるかと思っておりますけれども、かなりのやはり便宜が図られていく気がするわけでありまして。そういうことで、そこら辺はいかがなものかなと私は思います。

それから、この管理の関係でありますけれども、この管理条例で見ていく限り、公の施設は直営か指定管理のいずれかでなければならぬかと思っております。この管理委託をされていくということでありましてけれども、これは基本的には直営であるけれども、その事務の一部を委託をしていく、そういう位置づけということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、前段の件でございますが、かなりの便宜が図られているという御指摘でございます。便宜が図られているというふうに言われると、何か聞こえが悪い感じがするわけでございますけれども、町として地元の要望に極力寄り添った対応をしたというふうに受け止めていただけるとありがたいなと思うところでございます。

それから、施設の管理の件でございます。地元で主には施設の利用に伴い開館及び利用後の点検等、施設内外における秩序の保持、その他、施設の維持管理に伴う事務及び

当該事務に要する費用の負担的などころをお願いしていくことになるかと思ひます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 地元要望にできるだけ寄り添っていく、そういう姿勢には私は反対はしません。これは、どこの地区に対してもそのような同じような姿勢で臨んでいただきたい、そういうことを申し上げているわけであります。

私は常に指定管理のことを申し上げるわけでありますけれども、実際にはもう許認可まで地元任せにしているわけでありますので、これは指定管理制度を検討される時期ではないかなというふうに思ふわけであります。デメリットも当然あるかと思ひますけれども、一度改めて施設の管理の在り方、原点に返って検討をしていただけるかどうか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 指定管理者制度で行うことということについて、議員も今おっしゃいましたけれども、問題もあろうかと思ふがというお言葉を頂きました。確かに町として気にかかる点がございます。指定管理者制度ということで運用を始めるということになりますと、まずは期間を定めて、その管理者を指定するところから始まりますけれども、それに当たって事業計画、収支計画の策定、それから指定後においては毎年度事業終了後に収支報告を含めた事業報告を作成の上、町へ提出をしていただかなければならず、この期に及んで定例的に町に対して提出しなければならない書類や、それに係る業務を増やすことになるということが、現時点で忙しい忙しいというふうに嘆いておられる区長様に対してはばかられるという点においては、町としては二の足を踏んでしまう部分がございます。ただ、法律上、制度上、議員が言われるその御心配については、確かに気にかかるところでございます。本件につきましては、私ども総務部が所管をいたしますコミュニティホームのみならず公民館ですとか、老人憩の家ですとか、農村センター等、役場各課にわたる案件になります。この場におきましてどうのこうのということは私からは申せませんが、まずは庁内で課題意識の共有は図ってまいりたいと思ひます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ぜひ一度検討をしていただけたらというふうに思ひます。

この建物は、先ほどもちょっと申し上げましたが、1階部分だけだということでありますので、そうすると、これに伴う規則があるわけですが、入場人員は各室に収容し得る人員を基準とするというふうになっているわけでありまして、これは何人が最大利用ができる施設なのかちょっとよく分からないわけでありまして、120平米しかない施設でありますので。これで何人が収容人員かお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 収容人員、議員がおっしゃる規則上は、入場人員は各室に収容し得る人員を基準とするという規定がございます。1階部分、集会室として人が集うスペースの面積でございますけれども、おおよそではございますけれども、旧店舗部分の店先でしたホールの部分が50平米、それから生活空間としての居間だった部分が15平米、それから和室と旧食堂であった部分がそれぞれ10平米でございます。それが各

集会室と申しますか、人が使う部屋の面積でございます。それで、収容し得る人員ということでございますけれども、当然中古の部屋ですので、収容人員が何人という想定をして作っているわけではないですけれども、後づけの算出というのが正直なところでございますけれども、その算出方法としては、消防法施行規則第1条の3の規定によりまして、平米面積を3で乗じた数が収容人員というのがございます。それに基づいて計算をしますと、先ほど申し上げました4部屋で27人程度かと思えます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） あそこへ27人詰めると大変窮屈だなというふうに思うわけですが、やはり、いざというときに実際に出入口をどこにされるのがよく分らないのであれなんですけど、地震があつたりとか、そういうときに避難ができるのかどうなのか、避難口があるのかどうなのか、そこら辺もよく分からないわけでありまして、そこら辺も含めて利用されるべきだなというふうに思います。

それから、丸山議員もちょっと触れられていたわけでありまして、これはやっぱりまちづくり会館の代替え施設ということで、それがやはり既得権益化しちゃったというのが事実なんじゃないかなというふうに思うわけですね。ですから、今回これが長く続いていくことによって既得権益化しちゃう、そういうことのないように運用をされるべきだというふうに思いますが、この辺のお答えをいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 取壊しをしたまちづくり会館同様、現に使っている施設について今回整備して使っていただく幸田コミュニティホームが既得権益化しないようにという御提言でございます。それについては、今回の事業については、とにかく道路拡幅で取壊しまでだからねということは重々くぎを刺して御利用をいただくということでございます。それから、既得権益があるからないからということではなくて、必要があるからないからという点においては、また別な問題として取り上げるときがあるのかもしれないというところかと思えます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第35号議案の質疑を行います

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 議案関係資料の中にあります町民税関係であります。この中のアの中に記載されております特定配当等について、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるということではありますが、住民税と所得税を一致させる措置でどのような影響があるかお尋ねしたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 税条例で言う第31条の関係で、課税方式を一致させることにおける影響ということでございます。

まずは、今回の改正で上場株式等に係る配当所得等について課税方式を一致させることとなった経緯等から説明をさせていただきます。

これは約20年前ですが、平成15年度の税制改正において貯蓄から投資へと、最近もまたちょっと耳にするようなスローガンでありますけれども、このスローガンの下、個人投資家の積極的な市場参加を促す観点から、時限的な優遇税率の適用とともに、総合課税及び分離課税に加えて源泉徴収のみで納税が完了する申告不要制度というのが導入をされました。これによってどういうことが起こったかということですが、所得税上は配当も含めて総合課税を選択することで低い税率を適用しながら、住民税においては、これを合算しないで申告不要とする。こうすることで住民税上の所得が抑えられ、各種保険料の算定や医療費の負担割合等が軽減できる可能性が指摘をされております。株式の配当を受けておられる方については、国から見た収入と地方から見た収入が不一致の状態であるとともに、地方の収入を減少させる結果ともなってしまうということがございまして、このことは国会でも取り上げられたことがございました。そこで、今回の改正では、社会保険制度の持続可能性への影響、不公平感の是正、申告手続の簡素化の観点から、課税方式を一致させることとしたものであります。

この措置に伴う影響でありますけれども、2024年度分、令和6年度分以降については、異なった課税方式で申告することができなくなりますので、各種保険料等への影響も考慮した上で、所得税、個人住民税合わせて申告不要とするのか、それとも申告するのかといった判断をしていただくことになるというものであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 要するに、住民税のほうの方が地方の損のほうになってしまうということですので、今回、それを一致をさせると。地方に不利益にならないために一致をさせるということで、分かりました。

それで、申告を不要とする、あるいは申告するというところで、これは一致させられるのかどうか、その辺のところの事務関係はどのようになるのかお尋ねしたいと思います。また、今までこの優遇制度が用いられたために、これが幸田町への影響というのがどれぐらい減収となったのか、分かる範囲内でお尋ねしたい、今年度で分かればお尋ねしたいと思います。

次に、第34条の3の3についてでありますけれども、これは退職金、年金の方たちでは扶養親族申告書、これを毎年出すわけではありますが、これが例えば配偶者につきまして扶養となる場合もあるわけですね。それが、今度は退職金をもらったときに申告するのかどうか、その点についてちょっとよく分からないものですから、その辺について申告制度の内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） まず、この申告の仕方というか、確定申告のほうで使われた課税方式がそのまま住民税でも使われるということになりますので、改めてどうこうという話ではなくて、今までは違った方式をされる場合は、確定申告書の中にその旨をチェックする欄があったかと思うのですが、それが確定申告で使われたものをそのまま住民税のほうで使うということによって一致をさせるという形を取るということであります。

それから、町への影響額とかでありますけれども、あくまでも申告制なので、してい

ただかない分が把握ができませんので、影響額というのはちょっとつかめておりません。

そして、2つ目です。第34条3の3の関係、扶養親族等申告書の関係でございますが、今、御質問いただきました34条の3の3に係るこの申告書については、所得税法及び地方税法の規定によりまして、公的年金受給者は、毎年最初に公的年金等の支払いを受ける日の前日までに扶養親族等申告書を提出しなければならないとされております。これは、これまでも16歳未満の扶養親族についてこの申告書を提出していただいているものであります。今回の改正では、控除対象となる配偶者を判定することにおいて、所得税法上では退職所得を含めて今は判定しているわけですがけれども、住民税上では含めないこととなっておりますので、住民税だけにおいて控除対象となる配偶者を特定配偶者としまして、その氏名の記載を扶養親族等申告書に追加をすることで必要な情報を町として確実に把握し、適正な判定ができるような措置とするということとされたものであります。法の規定による提出義務に基づいて申告をしていただくという点については現行と変わるものではなく、記載事項が追加されたものであると承知をしております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 分かりました。どちらにいたしましても、この申告制度につきましては、公的年金の受給者におきましては扶養親族等申告書を提出をしなければならないというふうにされていて、それぞれどちらに進むかということが例として示されているわけでありますので、今度はそのようになるということで理解をいたしました。

次に、住宅ローン減税についてであります。これが延長によって、減収分の補填につきましては、これは国の負担というものについてはあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン減税に係る個人住民税の減収分でございますが、これまでも地方特例交付金という形で全額国費で補填をされております。今回の改正によりまして、入居の期限が令和7年12月31日までと、控除の期間は令和20年度までとそれぞれ延長されたわけでございますが、この延長部分につきましても、昨年12月24日に閣議決定をされました税制改正大綱におきまして、この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で負担すると明示されておりますので、従来同様、地方特例交付金の形で国の負担において全額補填されるものと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 国の負担で減税を進めるということでありますので、分かりました。これは、住宅メーカー等はかなり前から住宅建設を促進させるために宣伝をしておりますが、この辺が住宅建設に拍車をかけるというふうになってきているわけですが、この辺につきましてもローン減税ということで、住民にとってはありがたいことかなというふうに思います。そういう点におきましては分かりました。

以上で終わります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

れるといたしますか、負担がかけられてしまうという悪循環があるわけですね。ですから、その点におきまして、私は、確かに中間所得層の負担の軽減になるかもしれませんが、しかしながら、もう100万超えの国保税、これは本当に幾ら高額所得と言われても、国民健康保険におきましては社会保険とははるかに所得の差もあって、保険税の差もあるわけです。そうしたときにおきまして、私は、やはり課税限度額は引き上げるべきではなかったのではないかというふうに思うわけでありますので、その辺のことを主張して終わります。答弁は結構であります。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） いずれにいたしましても、この法改正に伴う限度額引上げ、加入者の負担が重くなることには変わりないということで、課税所得の10%、1割程度でございますかね、国保税として支払わなければならないというような、そういった状況はしっかりと認識をしてまいりたいというふうに思っております。国保税が先ほど冒頭で高いという御指摘をいただきました。住民生活を底辺で支える根幹となる医療制度でございます。引き続き、健全な運営に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第38号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今回、高力の処理施設が公共下水接続に伴って廃止をされるわけがあります。この廃止に伴って不要となる施設がございます。建物それから設備、管路等が不要になるかと思うのですが、これについては全て公共下水に引き継ぐのかどうか、どういうふうにされるお考えかお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君） 廃止となる集落排水の処理場につきましては、国の補助金を活用して建設した建物でありますので、現時点で解体撤去することは適切ではなく、また用地の利用方法も限定的となります。このことから集落排水の建物は防災用倉庫などとしての活用を予定しております。また、建物内の設備につきましては、撤去費用がかかることから現状のままとします。管路については、公共下水道への接続後も集落排水の管路を最大限活用しますが、不要となる一部の管路については撤去を検討していく予定であります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 補助金の関係ということで、これは補助金適正化法で償却が終わる前に撤去ができないと、こういうことで残していかれるということなのでしょうか。そ

こら辺についてちょっとお答えください。

○議長（足立初雄君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君） 国の補助金を活用しておりますので、そういった観点から、現状、先ほど説明した利用方法を考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この下水処理の観点から見ていきますと、建物も設備もまるっきり不要な施設になるわけでありまして、いずれかは撤去をせなならん、そういうときが来るわけでごさいます、そういうものについてこれからどんどん、一部を除いて集落排水処理場は公共下水に接続していくんだという大方針でいかれるわけでありまして、こういういわば廃止した時点で負の財産になろうかと思っております。そういうものをどういうふうにしていくのか、それについての検討を今から進めていっていただきたいというふうに思うわけでありまして。

それから、この下水道処理区域に編入されますと、負担金、分担金がどのように変わるのか、それについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君） 処理場の用地につきましても国の補助が入っておりますので、永年で利用が限定されてくると理解しておりますので、そういったことから有効的な活用方法がまたありましたら、国との協議をして有効な活用を考えていきたいと思っております。

次に、下水道処理区域に編入された場合の負担金、分担金についての御質問でございますが、負担区につきましましては幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の規定が適用されることとなります。今回の高力地区の該当地は市街化調整区域となりますので、中部第二負担区となり、新たに宅地化する場合は、1平方メートル当たり400円の分担金を頂くこととなります。なお、過去に集落排水事業の分担金を納付していただいた土地につきましましては、新たに負担金、分担金を徴収賦課することはありません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） はい、分かりました。

この負担金、分担金の関係で、中部第二負担区だよというお話でございました。この条例の施行日が、公布の日から3カ月以内というふうになっているわけでありましてけれども、この負担区の公告はいつ行われるお考えなのか、それについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君） 負担区の区域指定は、1宅地ごとに行っていきます。宅地課の事案に基づき、1筆ごとその都度公告していきます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今のお話ですと、1筆ごと、1宅地ごとに指定していくというお考えのようであります。私の記憶では、間違っているかもしれませんが、公共下水については、処理区域ということで全ての土地が色がついていたような気がするわけで

ありますけれども、今のお答えですと、更新の用地等については、基本的にはこの負担区の区域にはすぐに入れるようなことはないよという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川正樹君） 集落排水区域の下水道への接続に関しまして、高力地区の全てを公共下水道区域とするのではなく、高力地区のうち集落排水に接続している宅地のみを公共下水道区域としております。それによりまして、農振農用地を初めとした農地などに負担金、分担金が発生することはないということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第39号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回、この議案につきましては、役場の非常用発電機更新工事に係るものでありますけれども、この入札に当たって10社が参加されましたけれども、そのうちの2社が失格となっております。この失格となった理由について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の非常用発電機更新工事の入札に当たっての失格が2社ございますけれども、こちらの理由といたしましては、2社とも最低制限価格を下回った応札であったということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 失格が最低制限価格を下回ったということでありまして、伺いたいと思いますけれども、落札額が最低制限価格に近い66.66%の落札率になるわけですが、なぜ最低制限価格を設けるかといいますと、やはり、これは品質の保証、そして業者の運営もできる、質の確保、このようなことも言われているわけでありまして、その点からいたしますと、この予定価からかなり下回って最低制限価格に近い金額で落札をしているわけでありまして、その点につきまして辞退も発生するという中で、非常用発電機更新工事に当たって質の確保が図られるか、この点についてはどう考えられているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 最低制限価格につきましては、地方自治法施行令を受けまして、幸田町の契約規則の14条の中で、予定価格の3分の2から5分の4の範囲内ということで規定を設けさせていただいております。これは、先ほども議員がおっしゃられたように、工事の質の低下、それと下請の労働者へのしわ寄せがないという、そういったことを目的といたしまして最低制限価格を定めているわけですが、最低制限価格につきましては入札前も入札後も非公開であり、額を申し上げるということではできないわけですが、予定価格については事前に公表しておりまして、今回この案件については、予定価格と比較いたしますと安価に落札をされたという結果になっております。この最低制限価格以上の価格であり、今回の入札については昨年度、令和

3年度に実施設計を行っております案件でございますが、問題がないというふうには考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） なんにいたしましても、災害時における電力が停止したときのために非常用発電装置を設置をしていくわけでありますので、その点におきまして最低制限に近い形の中で、これが工事を施工をされますと質の低下は大丈夫かなという懸念もするわけでありますが、その辺のところは十分見極めた上でこの設計を立てられ、そして入札もされ、落札業者もそのようにあるというふうに思いますので、その辺のところはきちんと管理していただきたいなというふうに思うところであります。

以上です。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の案件につきましては、非常に企業の方に努力をしていただいて、安価にということで応札をしてくださったというふうに思っております。昨年度も実施設計をしておりますが、非常用発電機というのは、今後起こり得る大規模災害、水害等もございますけれども、そういったことについて大変重要な72時間連続で対応できる発電機ということで、しっかり今年度の工事につきましても進捗管理、適正な工事についての管理をしてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、失格の理由は今の質疑で分かりました。辞退が1社ございます。この辞退の理由はどういう理由だったのでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） こちらの辞退の1件につきましてはですが、体制が整わないということで伺っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 事前に手持ち工事等が把握できなかつたらやむを得ないかもしれないわけでありますが、そうした場合、この失格の理由が最低制限価格以下だということになりますと、それに対する処分は恐らくできないですね。それについては分かりました。

ただ、この最低制限価格を非公表だよというふうに説明をされたわけでありますが、予定価格に対する一定の割合で設定をされると思うわけでありますが、予定価格に対する何%から何%までというのがあると思いますけれども、これはそういう幅の中で設定しますよということは、これは公にできるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 幸田町の契約規則の第14条に、こちらのほうの範囲ですが、予定価格の3分の2から5分の4の範囲内ということで明記をしております。ただ、この最低制限価格を結果幾らに設定をしたかということについては非公開とさせ

ていただいております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 失格の2社については、3分の2から5分の4の間に入っていたかどうか、入札価格ですね。それはお答えいただけるでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回のこの2社の失格というのが、最低制限価格を下回っていたということでございますので、その最低制限価格の予定価格の3分の2から5分の4の範囲内には入っていないということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第40号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の逆川に造られる南部まちづくり交流拠点施設につきまして、落札率が高止まりということではありますが、計算しますと88.07%の落札率になっていますけれども、この理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回、（仮称）幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事の落札率でございますけれども、こちらのこの工事につきましても予定価格を事前に公表しておりまして、その予定価格に近い落札ということで、この業者の方が積算をされての応札の結果でありますので、こちらのほうは、所管といたしましては高止まりというようには捉えてはおりません。この予定価格の範囲内で適正に競争が行われており、特にそういった高止まりという問題はないというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この6月議会では、入札案件が入札とそれから財産の取得で全部で5件あるわけですね。その5件の中で予定価に対して落札率を調べてまいりました。その中で、今回の幸田南部まちづくり交流拠点施設、これにつきましては平屋建ての何らあまり、何て言うんですかね、鉄筋コンクリートの平屋建てということで特に設計に工夫を凝らしたと、こういうような施設ではなかったわけです。そういう点におきまして見てみますと、これが建物に対しての予定価の立て方、これがどうだったのかなというふうにちょっと思うわけでありまして。これはもう大分前に立てられたわけでありまして、実施設計は昨年でありますので、それから考えますと、今の社会情勢の中で言えば物価高が止まらないと。ウクライナ危機もあり、そして円安ということの中で建築資材、これは今年4月以降はコンクリート等でも上がってきているということで世間一般では言われているわけでありまして。そういうことから考えると、この予定価の価格設定、これについては無理がなかったのかなというふうに思うわけでありましてけれども、この辺は変動する状況の中で業者泣かせではなかったのかななんて思うわけでありまして、その辺についてはどのように分析をされますか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 設計に関しましてですけれども、今回、昨年度に実施設計を行っておりまして、専門の方に行っているということもございます。それから、予定価格の設計をする段階で公共の単価、そういったものに基づきまして、市場の単価がどのような状況であるかということも考えまして積算をしているところであります。先ほど申し上げたように、予定価格を事前に公表しておりますので、指名をさせていただきました業者の方が積算の結果、もし予定価格内での施工が難しいという、そういうことがある場合はやはり辞退をされるということもございます。そういったことで業者泣かせということが、この物価の高騰の中でどういったことがということはまだ分析ができておりませんが、辞退ということもございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 入札執行調書を見ますと、落札をした竹内建設はかなり努力をされたなというふうに思うわけでありまして。この第1回の入札で落札ということでありまして、その金額を見ますと非常に幅が狭い。競争の高い中で頑張っただけで落札をされたわけでありまして。そういうことから考えると、今回はそんなに複雑な設計でないにもかかわらず、これはどうだったのかなというふうにちょっと懸念をするわけでございますけれども、今回は建築資材等も本当に上がってきている中で、果たして業者が努力したということではよかったかどうかというのはちょっと疑問でありますので、その辺のところは予定価の立て方というのをもう少し、設計の中でこの予定価を立てていくわけでありまして、その辺のところをもう少しきちんと庁内でも分析できるようにすべきではないのかなというふうにちょっと感じました。その辺について答弁は結構でありますので、終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、稲吉照夫君の質疑を許します。

9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 私のほうは、利用等についてを中心にお聞きしていきたいと思いません。

総務教育委員会協議会において幸田南部まちづくり交流拠点施設ということで、逆川区のコミュニティの拠点、それで町の防災啓発拠点、町の交流拠点と用途をどんどん膨らませているんですけれども、現在の農村センターが土砂災害の危険性を指摘されて移転を余儀なくされているというふうに私は解釈をしているのですが、その中でこの狭い敷地の中でこれだけのいろいろな機能を盛り込むというのは、詰め過ぎじゃないかなという疑問を感じますけれども、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御心配をいただきまして、ありがとうございます。

議員の御指摘のとおり、本事業は今年2月の議案説明会における当初予算説明の時点では逆川集会施設整備事業と称して、その目的として、1つに現農村センターよりもより安全性の高い場所に新たなコミュニティ拠点を整備し、住民の安全安心な暮らしの形成に資するという。もう1点として、逆川区が三河地震の被災地であること、深溝断層に近いことなどから、地域の歴史や文化を生かした町の防災拠点としても有効に活

用していくというふうに説明をさせていただきました。そして、その後、3月定例会最終日におきまして、地方創生拠点整備交付金等との整合上、幸田南部まちづくり交流拠点整備事業と改称した上で追加の補正をお願いし、もともとの2つの目的に町の交流拠点という位置づけを加えさせていただいたものでございます。ただし、狭い敷地にあれもこれもということで、もともと地元の皆さんと協議を重ね、練り上げてきた施設内容に変更を加えたものではございません。施設の利用目的、用途の位置づけ方が広がったということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 分かりました。その辺のところを、私はまだかなあかんかと思うんですけれども、その中で町の防災啓発拠点の役割もということであつたわけております。しかし、一方で消防庁舎の増築の計画があります。その中に、その一部を安全テラスセンター24の運用で防災拠点としての役割を果たすということもあつたわけています。これはやっぱり目的がダブっているんならば削ってもいいんじゃないかなというような気もするんですけれども、その辺の使い分け等、その仕方についてありましたらお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 逆川におきましては、その地域自体が三河地震の被災地であること、また地震により生じた深溝断層に近いことなど、地域の歴史や文化、またその地域性から防災啓発拠点にふさわしいとの考え方からであり、防災啓発システムの導入のほか避難所運営訓令や体験などができるようにという利用をしていく予定でございます。これに對しまして安全テラスセンター24、議員がおっしゃるとおり、消防の増築に合わせて3階部分を活用させていただくわけでございますけれども、そこについては災害に強い人づくりを目指し、防災啓発、普及活動を展開していくという目的の面では重複する部分が御指摘のとおりでございますけれども、テラスには教員や消防職員のOBが常駐をし、防災について誰でも立ち寄って相談等ができる点、そして、それらの事業を推進していく上での事務所機能を有するという点におきまして、異なる用途、活動形態ということで想定をしております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 分かりました。いずれにしても、三河地震の災害があつた地震のそういう地域性を生かしてということで、分かりました。

それで、その中で防災啓発拠点の役割というのは今お聞きしたわけですが、これはこういった形で町民の方にそういったことを知らせる、講習をすとか勉強会をすとか、その辺のところは町民全体が対象になるのか、それとも深溝小学校区を中心にしたものになるのか、その辺の今後の考えはどうなんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 防災拠点の役割という点におきましては、地元の逆川区を初め深溝学区及び町が主催する各種防災啓発研修、訓練、イベント等に利用させていただくことを考えております。したがって、その利用の対象者、行事等の参加者は逆川住民を初め全町民にも参加していただけるイベント等もあるということが言えるかと思いま

す。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） それでいきますと、大勢の方が集まると、何人ぐらいを想定されているのか。これをお聞きするのは、駐車場スペースが8台ということで設計されております。それだけ町内の人が多く集まってくると、その辺の駐車スペース、バランス等、やった場合に近所に迷惑等がかからないだろうか、そういったところも含めてちょっと心配がありますので、その辺の形はどういう対策等を考えてみえるかお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、各種事業等の最大何人ぐらい参加を想定するかという点でございますけれども、60人程度かなというふうに思っております、多くて。それで、駐車場の御心配をいただきました。もともとコンパクトなエリアである逆川区民の利用を主たる想定としておりますので、限られた敷地の中で十分な駐車スペースが確保できないことは承知の上でございます。ましてや、それが60人からの研修会等となれば不足するということは目に見えているわけでございますが、まずは参加対象者に乗合での御来場をお願いすること。それから、今回の建設予定地の向かいにあります農村センターの駐車場部分、そして当該地からもう少し西のほうに行ったところに住民広場がございます。等々を利用させていただいて、利用者に御不自由をおかけすることは避けられないわけですが、そのような対応でいきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） いずれにしても、多くの方に使ってもらわないかんし、そういった場合に住民の方に迷惑にならないようにぜひ考えて、お願いしたいと思います。

また、建物の中に倉庫が1、2とありますけれども、これの使い分けというのはどういう中身なのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員が御指摘の収納スペースの確保につきましては、設計を地元と共に練り上げていく中で、地元の方々がこだわった点の1つでございます。倉庫1と2の使い分けといたしましては、主にはお祭り関係用品とコミュニティ活動に係る物品等につきましては倉庫1に、それから防災リアカーや可搬ポンプ、断熱材など大きな防災関係の資機材については倉庫2に収納されることになるかと思っております。そういう協議、想定の中で設計を進めてきたわけですが、実際にどういうふうに収納されるかというのは、地元の使い勝手がいいように基本的には使っていただきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 分かりました。いずれにしても、地元逆川区の人の使いやすいようにということで、それはしっかりと守って使っていただきたいと思っております。

その次に、当然ですけれども、災害時に滞在できるということも想定されるわけですが、その辺の設定もされていると思っておりますけれども、何人ぐらいを想定されているのでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

- 総務部長（志賀光浩君） 災害時に滞在できる想定人数ですけれども、55人程度というふうに見込んでおります。
- 議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。
- 9番（稲吉照夫君） そこで、災害時は当然大勢の方が、子どもさんからお年寄りまで見えるわけですが、1つ気になるのが、シャワールームが1つなんですよね。シャワールームが1つ、今どき男女兼用にされるのか、ちょっとこれは時代錯誤じゃないかなど。今どき、全ていろいろな施設を新しく作ると男女別というのが普通かなというふうに私は思うんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。
- 議長（足立初雄君） 総務部長。
- 総務部長（志賀光浩君） 議員が御指摘のように、シャワールームもトイレ同様、男女別であることが理想であるかとは思いますが。シャワー設備につきましては、もともと地元要望を組み入れたものでありますけれども、それこそ限られたスペースを主たる平時での利用を想定し割り振るに当たって、シャワールームは1室あるだけでも斬新な公共施設ということで、地元におきましては特に異議もなく協議が整っているところでございます。
- 議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。
- 9番（稲吉照夫君） この辺のトイレだとか、こういったものは非常にデリケートな部分でありますので、使用するときにはそれなりの配慮をしっかりとやって、これ以上は今さら増設できないでしょうから、そういった面を含めて、私は、使用の段階できちんとした形でお願いしたいなと思います。
- それで、全部完成した後、現在の農村センターのほうは利用するのか、それとも解体してしまうのか。利用するとすれば、2施設を逆川が管理するのか、そういった管理面についてもお伺いいたします。
- 議長（足立初雄君） 総務部長。
- 総務部長（志賀光浩君） 当面は農村センターも存続をさせ、その利用目的に応じた使い分けをしていきたいというのが地元の考え方でございます。したがって、両施設とも地元で管理していただくこととなりますけれども、御意見いただきましたように、地元の御意向も伺いながらお願いしてまいりたいというふうに思っております。
- 議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。
- 9番（稲吉照夫君） 新しく作る施設です。そういった意味で、地元とよく打合せをされたということですので、先ほどのシャワーを使うことがなければいいですけども、やっぱり、その辺のところも一つ一つきちんと配備をされたい施設で、区民の方が喜んで使ってくれる施設であることを願って、質問を終わります。
- 議長（足立初雄君） 9番、稲吉照夫君の質疑は終わりました。
- 次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。
- 5番、伊澤君。
- 5番（伊澤伸一君） まず、この施設、稲吉議員の指摘もあるわけでありまして、どんどん形が変わってきております。集会施設が最終的には地方創生拠点の交付金をもらってやるということでありまして、そうなりますと、地方創生がメインということ

になってくると、この所管課が総務課で本当にいいのかなという、そういう疑問があるわけでありまして。交付金の成果を上げるのは、K P Iに基づく指標達成に努力をしていかんと、これはやっぱり補助金の返還とか、そういうことにもなりかねないと思うわけでありまして。そこら辺は、私はそう思うわけでありましてけれども、お考えをお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、先ほどの稲吉議員のお尋ねもそうでしたが、多分私どもの議会に対する資料の作成や答弁に当たって、用語の使用やその説明の仕方に一貫性が欠け、混乱を招いてしまっている部分もあるのかもしれないということに対しましては、まずおわびをしたいと思います。結論的には、今、伊澤議員にも多少触れていただきましたけれども、昨年11月の協議会及び2月の議案説明会の時点、いわゆる逆川集会施設整備事業と称していた時点と、3月定例会最終日における追加補正に係る質疑及び今年度5月の協議会の時点、いわゆる幸田南部まちづくり交流拠点整備事業と称し始めた時点においては、その実態はともかく、地方創生の観点があるかないかのスタンスの違いは確かでございます。

それに当たって、所管部署が総務課でよいのかと言われれば、正直なところ、事業を初めから企画部が担当していたら、国に対しても、議会に対してももっとスムーズに事が運んでいて、竣工後も事業実施もうまくいくんだろうなと思いつつ、その点についてはひとえに部長の力不足といえるところと思っております。とにもかくにも、地元が総務課を頼ってきていただいて動き始めた乗りかかった船の事業でございます。当面は総務課が担当させていただきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 部長が悪いと申し上げているわけじゃなくて、問題ですね、補助金上、やっぱり問題のないようにやっていくにはどこが所管をされるのが一番いいのかということで、私の考えを申し上げさせていただきました。

本日出されました事前要求資料を見ているわけでありましてけれども、先行発注工事は3,520万円、解体工事と造成工事でもう既に5月18日から入っているよということであります。これにつきましては、請負業者はどちらが請け負ってやっておられるのか、それについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） この先行工事の請負業者につきましては、株式会社ニシオさんでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 契約方法とそれから入札日をお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 契約方法につきましては、一般競争入札でございます。入札日につきましては、令和4年5月11日でございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） それで、これはまた別途、太陽光はまた別の補助金の道を探るとい

うことで、別工事でやられるというふうにお伺いをしているわけでありますけれども、これは一括で実施設計はされていたのか、それとも実施設計そのものが別々に進められていたのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 実施設計を進めていく中で、6月議会を前提とした一括発注ということになりますと、年度内完了が難しいということが想定されましたので、実施設計の納品に当たっては、3つに分割して納めていただきました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 一括でやった場合と3分割でやった場合の工事費総額はどっちが多くなっているのでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） すみません、その比較はしておりません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。私が思うに、一括でやれば、経費合算で諸経費が変わってくるのかなというふうに思いましたので、お尋ねをいたしました。

太陽光は別途ということで、そもそも地方創生の交付金を申請されるときには、太陽光部分は補助対象になっていたのか、なっていなかったのか、そこのお答えをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 太陽光の部分については、地方創生拠点整備交付金の事業の対象には初めからしておりませんでした。これについては、環境省のほうで別途助成制度があるということで、そちらには入れないということで対応してまいりました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そうしますと、これは、繰越しはたしか2億円くらいの中の2分の1を地方創生で繰越しをされていたんじゃないかなという気がするわけでありますけれども、そこら辺は補助金は環境省と合わせれば同じように頂けるものなのかどうか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 環境省の補助金については、現在、歳入の予定はしていません。今後、お願いをしていくということになります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。工事を分けますと、この8月いっぱいまではニシオさんが現場の管理をされるわけでありまして、そこら辺はいろいろ調整をしていかないかんことも出てくると思います。しっかりと管理をしていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御指摘ありがとうございます。

今回、本体工事については竹内建設、事前の造成工事については株式会社ニシオということで、両者とも町内の業者を取っていただきました。その点におきましては、工事を進めていく上での連携、調整というのはスムーズにいくかなと思います。安全で順調

な工事をお願いしてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 南部地域包括支援センターの建設工事に当たっての予定価の立て方についてをお聞きしたいと思います。

この契約金額が9,449万円ということで、この予定価に対して94.91%というふうな数字が出ております。先ほどと同じように高止まりということではありますが、今回の構造は鉄骨造の2階建てということではありますが、この辺について、設計に対しての予定価の立て方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回のこの工事につきましては、昨年度実施設計を行っておりまして、それを鑑みて予定価格のほうを設定させていただいております。設計に当たりましては、物価高騰に配慮した内容、こちらにつきましては設備費の圧縮であるとか、材質、材料、間取りの変更等、こうしたものを考慮しまして最新の情報を収集して、設計業者等のほうの調整を行ってきた結果、この予定価に決まったということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この設計図が、委員会にかけられたときにも指摘をしたわけでありまして、2階建てということで、こうした2階建て構造になりますと1階と同じようにドンとビル状みたいな形で、総二階という形の中でやればもう少し単価も安くなるのではないかということも指摘をし、そして、また2階の有効活用、これが南部地域の拠点、包括支援センターの拠点となるべき施設でありますし、また同時に、この施設が3中学校の中で初めての単独の建物になるわけでありまして、それが基本となるようなものにすべきではないかということも主張をまいりました。そういう考え方の下に総二階建てにしていけば、2階も有効活用できるわけでございます。しかしながら、それがもうかなわないというふうなことで、入札予定価格に対して落札率も高止まりになってきているわけでございますけれども、この辺について町内業者がかなわなかったということでございますが、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） これまで、度々、議会等の中でも建物の総二階というような考え方も御指摘をいただいていたところでございます。そんな中、実施設計をする際に、総二階といいますと安く考えられるわけですがけれども、面積も増える、材料も増えてくるということで、それが逆に割高になるというような、いろいろな事情がございましてこの図面となってきたものでございます。

この高止まりではないかということにつきましては、落札率が今回は95%を下回っているということもございまして、決して高止まりとは考えていないところでござい

す。今回の結果に関しましても、逆に設計等の内容が現場を反映した的確な内容であったのかなということも考えておりました、予定価格に近い応札額となったというふうに考えております。

それから、今回は町内業者が落札したものではありませんけれども、今回の案件に関しましては、入札参加者審査委員会、こちらのほうの審査を経た上で町内・町外業者の必要数が選定をされてございます。入札執行では結果的に町外業者が落札しておりますが、町内業者も含めほとんどの業者が応札されていることから考えますと、競争原理が働いていたというふうに認識をしているところです。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 総二階にしますと確かに面積が広がる、その分材料代、建設資材も増えるわけでありますので総額としては高くなるわけですが、しかしながら、今回の南部地域包括支援センターは初めて単独で建設するものであります。それが、この北部も同時に今年度から行われておりますけれども、あれはシニア・シルバー世代サポートセンターの中に、改築をして、そして、そこでオープンをしている建物でありますので、その点から比較をしますと、もう一つ幸田中学校区においては社協に併設をしているとても手狭な施設であります。ですから、南部地域包括支援センターがその地域の拠点となるような形の中でみんなが使える施設にするためには、中途半端な施設ではやっぱり施設として不十分だということで主張をしてきたわけであります。ですから、総額としては高くなるかもしれませんが、しかしながら、ぴょこっと飛び出た真ん中に建物をちょっとつけただけの感じだと、逆に高くなるんじゃないかなというふうに思うわけでありますので、その辺から今回の予定価の立て方、それから落札が高止まりであったということから、やはり反省すべき点もあるのではないかなというふうに思うわけであります。いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回のこの施設は、やはり地域の代表となる施設でありまして、これは、今回運営を委託する法人からの意見等も取り入れた上で、地域で開かれた拠点的な施設ということで、こういった言葉はあれですけども最低限の規模といいますか、何とかこれぐらいの規模があればいいのではないかという中で、いろいろな調整をしてきたものでございます。建物も大事ですけども、ここに入る人、こういった人がやはり大事でありますので、しっかりと上のほうを調整してまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 南部地域包括支援センター、和敬会が2カ月ほど過ぎております。この評価をどのようにされているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 4月1日からこのセンターの、まだ建物は新しいものが出ていないわけですけども、まどかの郷内の一面を利用して事業を行っているところ

であります。この圏域を3圏域に分割するわけですが、今回、この南部ということでもあります、実務上の様々な課題が発生しているというふうに聞いております。ただ、この課題につきましても、毎月定例で実施しております3包括の連絡会議、こうしたものによって福祉課と3包括間で協議を行い施策を諮るなど、地域格差が出ないように留意をしているところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 実務上の課題が出てきているということでもあります。やってみて初めて気がつくこともあると思われれます。でも、実際に現在の時点で包括は始めることができたわけでもありますので、なぜもうちょっと仮店舗で営業していて、課題が整理をされるまで入札を待たれなかったのかなという気がするわけでもあります。議会の議決を経た案件になりますと、議決額が変更になるような工事の変更が行えませんが、使い勝手が悪い部分だとか、そういうのはそのまま我慢をしてちょうだいという話になっちゃう。できればもう少しやってみて、課題を整理をして、その部分を直して入札をされる、そうされるとよかったなと思いましたので、質問をさせていただきました。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 高齢者対策の考え方として、この先10年の間、介護予防施策による要介護率の増加抑制等を行う必要がございます。なるべく本町といたしましては、早期にこの施設を建設して、高齢者の状況を早い段階で把握していくことが効果的であると考え、この3包括体制というものを早く敷いて、事前に対応できる組織力を備えることが大切だと考えております。これは工事を遅らせたからといって、やはり課題というのは始めてみれば必ず出てくるものだというふうに思っております。早い段階でこうした課題も整理しまして、この建設も含めて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第41号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第42号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 資機材搬送車の購入についてでありますけれども、この消防車両につきましては、自動車メーカーと車種についてはなかなかオープンにされておられません、自動車メーカーと車種についてお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 自動車メーカーと車種につきましては、指定はしておりません。

本件に該当するトラックシャーシを製造している国内自動車メーカーであります。

自動車のエルフ、日野自動車のデュトロ、三菱ふそう自動車のキャンター、UDトラックスのコンドルの4車種の中から価格、在庫等を検討し、落札業者である山佐産工株式会社が選定するものであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この車につきましては、乗り心地とか運転のし具合とか、いろいろあるかというふうに思います。以前は、救急車両につきましてはトヨタか日産かということの中で、やはり乗った感じでこちらのほうがいいと、そういうような指定をしてきた経過があるわけですがけれども、もう価格だけで選んでしまうと、今度は消防署員の方が乗りにくかったり、また運転技術等も兼ね合わせて、これが人それぞれ違いますので、その辺のところがいかがかということでもあります。指定できないと、言うがままの車で乗っていかなければならないということからすればいかがかなというふうに思うのですが、そのようになった理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 過去に救急車については、先ほど丸山議員が言われたように、トヨタ、日産でトヨタ社を指定したことはございます。消防車にありましては、ここ最近では、消防団車両にしても消防署車両にしても指定はしておりません。その中でポンプ車については、消防専用シャーシ、こちらのほうはポンプをつけるために専用シャーシというものがありまして、そこですとメーカーが、今現在、少なくなっております。そこで、あまり指定しますと業者のほうがなかなか取れない、メーカーから特別にラインを作って製造しているものですから、台数が取れない場合は製造できなくなってしまいますので、そういうお話もありまして現在はメーカー指定をしておりません。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 4社のシャーシがある中で、メーカー指定をしていない理由というのは分かりました。特別な車両ということで、特別のラインが必要だということで割高になってしまうということは分かるわけでありまして。

そこで、伺うわけでありましてけれども、今回の車両につきましては緊急消防援助隊後方支援活動に対応できるということで、運搬能力の強化ということが言われているわけでありましてけれども、この対応について伺いたいということと、それから、緊急消防援助隊後方支援活動に対応できるということは、全国いろいろなところで災害が起きたときに行かなければならないということでもありますので、以前はそうした災害対応の国の補助金というものがあったわけですがけれども、今回はそれは受けていないということなのではないでしょうか。それとも、見過ごしたということなのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 運搬能力の強化ということで、現状の資機材搬送車と比較し、荷台面積は1.46倍、資機材を積み下ろすパワーゲート、こちらのほうの長さを90センチから1メートル50センチに伸ばしております。これが1.67倍になっております。あと、リフト荷重は600キロから1,000キロ、1.66倍、最大積載量は2ト

ンから3トンに強化しております。荷台を幌からアルミ製の箱型とし、四駆とすることで気象条件に影響されることなく安全、確実、迅速に搬送することが可能となります。また、オートマチック車を採用することで、緊急消防援助隊で出動要請があった場合に、他県への長距離搬送時に隊員の疲労軽減にもつながります。あと、安全面につきましても、荷台を箱型にしたため後方視界を確保するため、ループミラーを液晶式のモニターに変更し、常時後方監視ができるようにしております。

あと、補助金のお話ですが、緊急消防援助隊後方支援小隊での補助金対象車種は、支援Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型の4車種であり、Ⅰ型は、社内にシャワー、厨房、休憩スペースなどを装備し、活動支援する設備を備える大型の車両となります。あとⅡ型は、コンテナの積載量4トン以上とし、このコンテナを車両に積載できる脱着装置を備える車両となります。Ⅲ型は、乗車定員20名以上とし、後部から資機材が積載できるマイクロバス型の車両となっております。最後に、Ⅳ型は、乗車定員が4人から10人とし、3トンまでの資機材が積載でき、消防無線を2台装備し、広域応援時における活動の支援ができる車両となっており、今回の資機材搬送車については、緊急消防援助隊補助金の対象外車種となっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） Ⅰ型からⅣ型まであって、それぞれの大きさ、あるいは積載する資機材、それから乗車定員等もいろいろとある中で、今回は乗車定員が3人ということなんですけれども、通常は2名で支援に行かれるわけでございます。そうした点で、この中でⅣ型ある中で選ばなかった理由ということをお尋ねしたいということと、それから国の緊急消防援助隊の補助金を受けるその考えはなかったということで理解してよろしいかどうかということと、資機材の整備にも関わるわけでございますので、そのような資機材は幸田には必要になかったというふうに理解してよかったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 今回の資機材搬送車は、支援ⅠからⅣの間で選択するものがなかったかというのでありますが、現状の幸田町の消防本部の活動に際して、資機材搬送車というのは訓練だとか行事、そちらのほうでも資機材を搬送するのもベソとしております。そのようなことを考えますと、Ⅱ型でコンテナの下ろしたり上げたりするような大きい形の機械を、それが現在で設計すると1億円近くかかるような車両を買うよりも、私たちが使い勝手のいい車を買いたいということです。あと、選択しなかったというのはその理由でよろしかったでしょうか。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第42号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第43号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回、教員用のノートパソコンの更新について、147台を購入をするということでありますけれども、今回の落札業者は以前と同じ、有限会社東京理

科器ということであります。また、この落札業者が学校のパソコンを長年対応されているということから考えると、これが幸田町の入札とはいうものの、ほぼ東京理科器が取っている状況が続いているわけでありますけれども、落札業者がずっと同じということについてどのように考えられているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員の御指摘の東京理科器が、長年、この幸田町における学校への納入パソコンを落札していると、こういう問題でございますが、私どもとしては、同一の業者を取っていただいて、アフターサービスも小回りのきく業者でございますので、企業努力をして取っていただいているということで大変ありがたく思っている次第でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この更新方法は買取りによるものでありますし、また、その他で掲げられているのは、保守につきましては1年間サービスをする、それからパーツ保証が3年間ということで掲げられております。また、入札に当たっては、8社のうち辞退が3社あるということで、この中でかなり安価で落札をされているわけでございます。これは何が何でも取ろうという中で努力をされたということが分かるわけでございますけれども、このように長年にわたって有限会社東京理科器さんが安価で落札をされていく事態がずっと続いているということにつきまして、この状態がずっと続くわけでありまして、また、取られたわけでありまして、そうした点におきまして、入札が果たしてこれは機能をしているのかというふうに考えるわけでありまして、その辺についていかがでしょうか。財産の取得ということで、これは長期継続契約に値しないものでありますので、その辺についていかが考えられるのか、その点について、1つの業者がずっと長年にわたって落札をするという事態が続いているということではちょっと異常のような気がするんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回、教員用パソコンについてでございますけれども、8社のうち辞退が3社ございます。また、この辞退をされた理由につきましても3社ともそれぞれということでございまして、台数の確保ができないということですか、また取扱いできない商品が含まれている、それから体制が整わないということで、それぞれ理由をいただいております。

議員がおっしゃられる入札の今回の経過につきましてですけれども、本件の入札は幸田町契約規則第21条により、設計金額が500万円を超えるため、原則として入札者8社以上の選定が必要であるという、こういった基本的な事項に加えまして入札参加資格登録業者から、本町での過去の類似案件での入札の参加の実績、納入期限までの履行可能性など、総合的な判断をされた後、8社で所管のほうから内申をされたものでございます。また、この内申を受けまして、幸田町入札参加審査委員会におきまして審査をしたものでございます。この入札参加審査要綱というのがございまして、こちらは物品の場合ですが、審査会の中で不誠実な行為の有無、その他の信用状態、それから納入実績、それからその物件の納入に対する地理的条件等を考慮をいたしまして、この審査会

を経まして決定をし、指名業者に通知をし、入札を実施したものでございます。こういった通常の契約規則、それから入札参加審査委員会の要綱に基づきまして実施をしたものです。適正な入札を妨げるということが、そういったことを避けるために事前に業者への詳細な仕様を出すことは行っていないため、先ほど申し上げました取扱いできない商品が含まれている等のことについて、実際に仕様書を受け取ったら、受け取った後に受注困難であるとか、また社内の人員体制が整わないという、そういったことが生じてきているということはあるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 入札参加要綱や、あるいは500万円以上の物品については入札ということで、決められたものに従ってやられているというのは十分分かるわけでありますけれども、しかしながら、パソコンの入札に当たってはずっと東京理科器さんが取っている状況と、それから保守点検、いろいろなパソコンにおいてはほとんどが関わっておられるということから考えると、それが、こういう事例がずっと続いていくということは、また今回落札をされるわけですから、これがまた続くということですよ。ですから、そういう状況が続くというのはどうなのかということをお聞きしているわけであって、それが果たして競争入札が働いた結果かという捉え方でいいのかということでもありますので、その辺について町の姿勢というものを伺いたいということでもあります。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 入札に関しまして、適正に実施をしております。また、東京理科器につきましてですが、不誠実な行為、そういった信用を損なうような行為というのはなく誠実に履行していただいておりますので、適正な入札の中で落札ということでございますので、特にそのことを今後改めなくてはいけないという認識は持っておりません。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 別に東京理科器さんが、そういう不誠実であるということを行っているわけではありません。学校においてもすごくサービスもいいということでもありますし、そうした点においては、これは信用できる業者だということは重々分かるわけでもありますけれども、しかし、入札に当たってずっと同じ業者が独占をして、保守点検あるいはサービスもずっと続いていくということが入札に値するのかという、そういうことを伺っているわけでありまして、その辺のところを、例えばこういうことが幸田町以外のよその自治体でもこういうものが発生しているのかと、その辺のところはどうなっているのか。要綱どおりやっているから問題はないよということであればそれまでなんですけれども、その辺のところを伺いたいと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） ただいまお伺いしました御意見を、また他の自治体でもそういった状況があるのかどうかということも確認いたしまして、研究をさせていただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

生徒児童のためにはほかにタブレットの更新もきっと出てきますので、そこも含めて考えると、PC関連のところにはある程度の予算が毎年定期的に用意をしていかなければならないというのが、今後の当初予算で話し合っていくべき内容になるのかなというふうには理解をしました。

では、次ですが、2の方針の概要(2)主な仕様を確認をしますと、この表からはOSなどの性能面を担保されているというふうに理解をしました。これは、中ではメーカーによる価格差が当然これはあると思ってまして、今回ここではメーカーの指定として7社を指定をされておりますが、この指定を7社とした理由をまず教えてください。

○議長(足立初雄君) 教育部長。

○教育部長(吉本智明君) 今後、議員がおっしゃるように、GIGAスクールのタブレットの更新も含まれてきますので、そういったことから、今後は全ての学校現場におけるパソコン、タブレットをどのように更新していくのか。特にGIGAスクールの場合ですと一気に入れてしまってますので、それを一度に替えるということになりますと相当の財政負担になろうかと思えます。そういった面も含めて、平準化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、続いての質問で、OSの関係は全社統一しているというところですが、メーカーについては、やはり各社得意なところがあるかと思えます。そういった面で公平に入札ということを保証するために、こういったメーカーも共用するということを出させていただいているわけですが、なかなか本音といたしましては、今入れているものと同じメーカーのものが教員の皆さんも使いやすかろうというところはあると思いますが、一応公平性を保つために、入札に際してはこういったメーカーも国内メーカーのもの、海外メーカーのものも採用してやっているという現状でございます。

○議長(足立初雄君) 1番、田境君。

○1番(田境 毅君) 公平性を保つという観点で7社ということは理解をしました。先ほど丸山議員の質問の中で答弁にありました、メーカーによっては用意できないものがあって、入札で辞退をする結果になっているというのも実態としてはあるということも理解がされたところでありまして、確かに管理運用面ですとか、実際に使用する先生の立場からすると、やっぱり同一モデルないしそのモデルに似たような使い方のできるものが望まれているというのは、気持ちの部分ではあるんだろうなというのがやっぱり声としてもありますし、私も実際に使ってみるとそういったことを感じておりますので、こういったところを配慮としては、本当はできるものならしてあげれるといいのかなというふうに考えております。今回は、これは7社といったときに、今回は落札はもうされておりますが、納品の内訳なんか分かりましたらお答えをいただきたいと思いますが、どのようなメーカーになるかだとか、そのあたりはもう決まっているのでしょうか。

○議長(足立初雄君) 教育部長。

○教育部長(吉本智明君) 今回の業者につきましては、予定では富士通のものが入るところで確認をしております。

○議長(足立初雄君) 1番、田境君。

○1番(田境 毅君) 指名した8社のうち、全体の37.5%に当たる3社が入札を辞退

をされております。先ほどこの理由につきましては、答弁のほうで分かりました。台数の問題と、取扱いがないという問題と、それから、そもそもの人員体制のところを整わないということでありました。

今回は富士通のパソコンが用意されるということでありまして、これはやっぱり最初に申し上げましたけど、平準化という観点でいくと、やはりこの台数が用意できないというのは、一気に集中して受注が入ったときには、よっぽど在庫があったり、そういったルートを持っているところでないとか対応が厳しいということですので、先ほどちょっとお話があった7年のサイクルで割っていったときには、今回は147ではなく、多分50から80台ぐらいが定期になってくれば、また入札される業者の方からも入札がしやすくなったりするのかなというふうにも考えます。そういった面で行きますと、例えば製造メーカーにしても、製造の生産能力には有限、限りがありますので、そこも含めて考えると、やっぱり平準化は相当に庁内の体制以外にもいい影響が出るところになるかと思っておりますので、そういったところは意識をするべきかなと考えております。これは多分パソコンに限った話ではなく、ほかの受注で入札をしてもらう関係も全部そうだと思いますので、そういった意識を持たれるといいかなというふうに感じております。これは、一時的に能力増強というのはメーカーでは無理ですので、実際にこれは能力増強できなければ納期が後ろに延びるということになって、大きな影響が出ます。それから、在庫のほうも当然有限でありまして、在庫を持つこと自体が最近ではやられないというのが普通ですので、そういったところでお願いをしたいと思います。ということで、平準化をぜひ今後も積極的に進めていただけて検討いただけるということですので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員が御指摘のように、やはりメーカーが受注する立場に立っても、それから私どもの更新の財政負担にしても平準化するのが望ましいと考えております。しっかりと内部で検討いたしまして、計画的な更新に努めてまいりたいと思いません。

○議長（足立初雄君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 一般会計補正予算の歳出のところの中で伺いたいと思います。

認定こども園等支援事業の中の保育士等処遇改善臨時特例補助金でありますけれども、これにつきまして保育士の処遇改善ということで3%程度の引上げを図っていくよという内容であります。この資料の中には、交付対象は7施設とあるわけですが、この7施設の中で3%程度の引上げというものがどのようにして確認できるのかということでございますけれども、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員がおっしゃったとおり、7施設が対象になるわけです。認定こども園が2園、それから小規模保育事業所が5園、合わせて7施設ということで、こちらのほうに申請をいただいて補助金を支給していくという運びになるわけですが、この補助金の申請に当たっては、各園から事業計画書というものを提出をいただきます。この事業計画書に保育士、保育士以外の職員も見えますが、等がどれだけいて、それで給与がどのように改定されるのかというものを一覧のようにして記載していただくということになりますので、それで審査をしていくということになるかと思えます。それから、こういった認定こども園ですとか小規模保育事業所につきましては、毎年、施設監査のほうを行っております。そちらのほうでもしっかり確認をいたしまして、指導等々もしていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） これは国会のほうでもそれぞれ問題になっておりまして、これは保育士あるいは介護施設の職員の皆さんたちの処遇改善で3%程度の引上げということが言われている中で、この補助金が出てきたわけでありまして。この処遇改善、3%程度の引上げなのでありますけれども、これは単年度になるわけですが、一旦引き上げると、これからずっと給料等の引上げがなされていくということでありまして、その辺について事業計画書できちんとうたいながら、そして、その監査をしていくという体制が整って、処遇改善がなされるよということがきちんとなされるのかどうなのかお尋ねすると同時に、これは今年度のものであります。来年度以降もこのような処遇改善ができるのかどうなのか、その点については一旦引き上げてしまうと下げることではできませんので、補助金をもらって引き上げるわけでありまして、この辺が例えば保育園に当たっては公定価格というものが定められているわけでありまして、その点のチェックによってできるのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回、保育士等の処遇改善ということで国のほうから交付金、そして、それを町から補助金として各保育施設のほうに交付をしていくわけですが、今回の補助金の対象となるのは、令和4年、今年4月から9月分ということになります。この6カ月分ということで交付のほうをしてまいるわけですが、令和4年の10月以降はどのようになるかということですが、これにつきましては、各こういった保育施設につきましては施設型給付費、これは認定こども園ですが、それから地域型保育給付費、こちらは小規模保育事業所になりますけれども、こちらのほうに支払いを毎月しているわけですが、この10月からは、これの算定根拠になります公定価格というのが引上げがされます。この給与改定分の引上げでありますので、10月以降は施設型給付費ですとか地域型保育給付費、こちらのほうで毎月各施設、園のほうに支払いをしていくということで、そちらを活用していただくということになるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の補助金が4月から9月までということでありまして。その後の公定価格の引上げによって、また負担が変わるということであるならば、これは幸田

町の負担も増えるという、そういうふうに認識していいのでしょうかということであり
ます。負担割合が、これは国が2分の1、そして県が4分の1、そして幸田町が4分の
1というふうになるならば、この保育士の処遇改善3%程度の引上げによって、幸田町
の負担割合も10月からは増えるよと、国の負担はなくて増えるよという、そういう理
解をしてよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員がおっしゃったとおり、こちらの給付費につきまし
ては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、町の負担がござい
ます。この10月以降につきまして、改定分は町の負担も増えているということで私どもも認
識をしているところであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） そうしますと、また今度の半年間、10月から来年の3月まで、
またこの負担割合が幾ら増えるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） ちょっと試算はしておりませんが、簡単に申しま
すと、今回は補助金ということで686万5,000円の交付を見込んでいるわけなん
ですけれども、これは6カ月分ということで、これは丸々ではありませんけれども、こ
れの4分の1が町の負担というふうに単純に計算すればそういったこととなります。イ
コールではございませんけれども、そういった感覚で捉えられるかなというふうに認識
をしているところであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 同じく認定こども園等支援事業686万5,000円についてお
伺いをいたします。

今回の目的は、コロナ禍、また少子高齢化の対応の下で働く職員等の処遇改善のため
の補助金であるということをお聞きしております。交付対象が7施設あるということで、そ
れぞれの対象人数というのは分かるのでしょうか。今お聞きすると、申請を出していただ
く、事業計画書を出していただいているということですが、それぞれの対象
人数が分かれば、施設ごとにお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回のこの補助金の対象となる人数ということでありま
す。私どもが一応把握をしているというか、認識している人数としましては、まず、あ
げぼの第二幼稚園ですね、こちらが38人。それから幸田みやこ認定こども園、こちら
が36人。次から小規模保育事業所になりますけれども、リトルラビット保育園、こちら
が17人、それからももの木保育園、こちらが11人、ゆめのき保育園、こちらが7
人、それからKids school さくらんぼ幸田、こちらが5人、Kids school
でんでんむしハウス、こちらが6人ということで、7施設で120人というこ
とで一応把握はさせていただいております。

- 議長（足立初雄君） 12番、水野君。
- 12番（水野千代子君） ありがとうございます。全体で120人ということでございます。今回は保育士だけではなくて、調理員や栄養士などの全ての職員も対象ということで聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。その人数も今言われた人数に入っているということで理解してよろしいか、お聞かせをください。
- 議長（足立初雄君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（牧野宏幸君） 今回対象となるのは保育士だけではなく、議員がおっしゃるとおり、ほかの栄養士ですとか事務員ですとか、そういった保育所で働く職員が対象となるというふうに認識をしております。
- 議長（足立初雄君） 12番、水野君。
- 12番（水野千代子君） はい、分かりました。
- 3%アップということでございますが、それぞれの職員の職位だとか、職責だとか、職務内容などによって、3%は同じでもそれぞれのアップ率というのは違うのかなというふうに思うわけでございますが、それ等は先ほど言われたような事業計画の中で、今幾らもらっているから3%アップすると幾らだよという、そういうことが出てくるということでよろしいでしょうか。その中でそれぞれの施設にこの補助金がいくということでもよろしいでしょうか。
- 議長（足立初雄君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（牧野宏幸君） 先ほど対象となる職員数を申し上げましたが、今回の補助金につきましては、職員1人に対して幾らだよという算出方法ではなくて、園児数に対していわゆる年齢別の補助基準額というのがございまして、これは公定価格になるんですけれども、こちらを掛けた計算式になっております。事業計画書を出していただいて、その補助金を要は使っていただくと、配分して職員の賃金の引上げにつなげてもらうという趣旨でございますので、あくまでも事業計画書のほうでこちらとしては確認審査をしていくという格好になろうかと思えます。
- 議長（足立初雄君） 12番、水野君。
- 12番（水野千代子君） 分かりました。それぞれの施設に申請書を出していただいて、その審査をしていただいて、その中で払うということでございますので、分かりました。
- それから、今回の補助額の金額は、賃金改善に当てるものということで理解をしておりますが、その補助金のそれぞれの施設の支払い方法というのはどういうふうな形で行われる予定なのかお聞かせをください。
- 議長（足立初雄君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（牧野宏幸君） それぞれの施設のほうから交付申請を出していただきまして、各施設の指定口座のほうに振込みをさせていただくということで、これは4月から9月分、こちらの分をまとめた形で順次交付をしていくといった予定で考えております。
- 議長（足立初雄君） 12番、水野君。
- 12番（水野千代子君） 振込みでということで分かりました。

ちょっといろいろ調べますと、この補助金の費用というのは、賃金の改善に当てるためだけの補助金というふうに聞いておりますが、振込料というのは発生するのでしょうか、お聞かせをください。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 口座のほうに、通常の町からの支出は口座振替というところでやっていますので、それに対しては特に振込手数料を取るとかいうことはしていません。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） はい、分かりました。それであれば結構でございますが、それぞれの施設に対して振込料云々をその中から支払ってもらおうということは決してあってはいけないことだというふうに思いますので、その辺の確認をさせていただきました。

それから、あと、今回は4月から9月分、6カ月分ということだそうでございますが、その後も保育士等のこの方々の処遇改善をそのまま行っていくということで理解をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

それから、次に、小学校、また中学校の管理一般事業でお伺いをいたします。

小学校の管理一般事業は855万円、それから中学校が450万円になっております。この中でそれぞれ中学校、小学校も同じでございますが、感染症対策等支援事業備品購入費というものがございます。これを各学校で、小学校区でいいますと1校が92万6,000円ぐらいですかね。それで、中学校が105万円ぐらいに当たるかなというふうに思うわけでございますが、この備品の購入というのは何を予定されているかということの詳細をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、この補助金でございますが、学校規模に応じて各学校に配分する金額が違いますので、一概にこの数で割った額ではないということだけお伝えを申し上げます。

今回、各学校の裁量に応じて、必要な感染予防対策ということで備品を要求してきております。一例を申し上げますと、空気清浄機でありますとか、それからミシンですね、裁縫をやるときのミシン、こういったものが台数を増やすことによって、1人当たりの集まる人数が減るわけですから感染予防対策になるということで、そういったものですか、スポーツカウンターというような、数を増やすことによって密を避けるという意味合いでのものと、それから空気清浄機のようなそもそも空気をきれいにするという、そういう機能のもの。それから、あと、換気をするものですから、そういったところで虫が入ってこないようにということで網戸の設置を要求の中に入れていっているところ、それから、普通に非接触型の体温計、こういったものを買うという、主なものと、そういったものが挙げられるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） それぞれの小学校、中学校ともに、児童生徒の数によって金額が違うのかなというふうに思うわけでございますが、空気清浄機だとか、網戸だとか、あと非接触型体温計だとか、それぞれ学校の要望に応じて整備をしていただくというのは

分かります。ミシンというの、こういうのも補助対象になっているんでしょうかね。また、ほかに今までなかったこういうもの補助対象だよというものもありましたらお聞かせを願いたいというふうに思うのと、あと、それから、学校からの要望の中で、この金額ではまだちょっと足りないけれども、何とか今回はもう少し待ってくださいというような、そういうものというのはまだございますでしょうか。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） ミシンを今学校にある台数を増やすことによって、要するに今まで4人で使っていたものを3人で使えるようになるとか、2人で使えるようになるとか、そういったことで密を避けるという意味合いで、これは補助対象になります。同じような考え方で、理科の授業なんかで申しますと、顕微鏡ですね。その台数を増やすことによって、1人1台で使えるようになれば感染予防対策になるとか、そういったことがありますので、各学校で今現状の備品等を考えて何が必要かということを検討した上で、各学校ごとに考えたものを予算の範囲内で要求してみえますので、特に今のところ予算が全然足りないとか、そういった御意見は頂いてないわけですけども、あらかじめこちら側から幾らですよという予算を提示する中で、学校で何が本当に必要なのかなということを考えながらやっていただいていると。例えば、これが欲しいんだけど対象になりますかとかいうことで、要は理由が立てば買えるわけなものですから、感染予防対策になりますよという理由が立てばいいということで、事務局としても学校側の要望にこれはなるかなという検討は差し上げておりますが、無理やりへ理屈でやるということになると、補助金の性格上よろしくございませんので、ちゃんとした正当な理由のつくものを学校側から要望を受けて購入をしているというスタイルで考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。本当にコロナの感染者の確認も、ここ数日また少しずつ出ているような感じでございますので、とにかく学校の児童生徒の感染予防のためにしっかりと国の費用を使っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 学校内で感染者を出さないように、しっかりと予防対策を各学校にも指示しているところでございます。正常に学校運営ができるように今後とも努めてまいりたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま一括議題となっております第34号議案から第44号議案までの11件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、来る6月23日までに取りまとめ、6月24日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

ここで、日程変更について、お諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、6月15日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。

よって、6月15日の本会議は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、6月15日の本会議は、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時06分

○議長(足立初雄君) 次回は6月24日、金曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで1点、連絡を申し上げます。

議会だより用の写真撮影を、この後、本議場において行いますので、全議員の御参加をお願いいたします。

連絡事項は、以上であります。

本日は、長時間、御苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和4年6月14日

議 長

議 員

議 員